

懲戒規程の一部改正について（対照表）

平成 27 年 12 月 1 日現在の案

現行規程	改正規程(案)	備 考
懲 戒 規 程 理事会は、定款第 13 条の規定に基づき公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の懲戒規程を次のように定める。 第 1 章 総 則 （目 的） 第 1 条 この規程は、会員に対する懲戒等について必要な事項を定め、もって倫理の保持 昂揚に資することを目的とする。 （懲戒及び綱紀委員会の設置） 第 2 条 本会に懲戒委員会及び綱紀委員会をおく。 （公正・秘密の保持） 第 3 条 懲戒は、定款第 13 条及び本規程の定めるところにより、公正かつ適正に行わなければ ならない。 2 懲戒に関する調査、審査に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に 洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 3 <u>綱紀委員会又は懲戒委員会</u>の委員（専門委員を含む。）に就任する者は、別途定める宣 誓書に署名押印しなければならない。 （懲戒事由） 第 4 条 会長は、会員に次の各号の一に該当する事実があるときは<u>懲戒委員会</u>の議決に基 づき理事会の議を経てこれを懲戒しなければならない。 (1) 法令等によって処分を受けたとき。 (2) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷付ける行為があったとき (3) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき (4) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき （懲戒の種類） 第 5 条 懲戒は次の 3 種とする。 (1) 戒告 (2) 定款によって会員に与えられた権利の停止（ただし、第 7 条第 1 項第 1 号から第 9 号は除く。） (3) 除名	懲 戒 規 程 理事会は、定款第 13 条の規定に基づき公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の懲戒規程を次のように定める。 第 1 章 総 則 （目 的） 第 1 条 この規程は、会員に対する懲戒等について必要な事項を定め、もって倫理の保持 昂揚に資することを目的とする。 （<u>委員会</u>の設置） 第 2 条 本会に<u>綱紀・懲戒委員会</u>（以下、「委員会」という。）をおく。 （公正・秘密の保持） 第 3 条 懲戒は、定款第 13 条及び本規程の定めるところにより、公正かつ適正に行わなけ ればならない。 2 懲戒に関する調査、審査に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に 洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 3 <u>委員会</u>の委員（専門委員を含む。）に就任する者は、別途定める宣誓書に署名押印しな ければならない。 （懲戒事由） 第 4 条 会長は、会員に次の各号の一に該当する事実があるときは<u>委員会</u>の議決に基づき 理事会の議を経てこれを懲戒しなければならない。 (1) 法令等によって処分を受けたとき。 (2) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷付ける行為があったとき (3) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき (4) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき （懲戒の種類） 第 5 条 懲戒は<u>定款第 13 条第 2 項に基づき次の 3 種</u>とする。 (1) 戒告 (2) 定款によって会員に与えられた権利の停止（ただし、第 7 条第 1 項第 1 号から第 9 号は除く。） (3) 除名	

現行規程	改正規程(案)	備 考
2 前項第 2 号の会員に与えられた権利の停止には、本会における役員選挙権及び被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及び表決権、各種施設の利用権、行事への参加権並びに情報の提供を受ける権利が含まれる。 3 第 45 条に基づき不動産鑑定業者が懲戒となった場合、前項の会員に与えられた権利の停止は、業者の代表者に適用するものとする。 4 第 1 項第 2 号に定める会員権の停止の期間は、最大 12 ヶ月とし、1 ヶ月単位で処分期間を定めることができる。 5 除名処分が相当と理事会において議決された会員について、総会において除名処分が否決された場合には、会長は理事会の承認を得て、<u>懲戒委員会</u>に対し、懲戒内容に関する再審査を命じることができる。 (懲戒の請求) 第 6 条 会員に懲戒の事由があると思料するときは、何人も、会長に対して、懲戒を請求することができる。 2 前項に基づく請求を行う場合は、懲戒の事由を記載した書面に住所、氏名を付し押印のうえ、証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。 (懲戒の調査) 第 7 条 会長は、前条第 1 項による請求があったときは、<u>綱紀委員会</u>に対してその調査を命じなければならない。 2 会長は、会員に懲戒の事由があると思料するとき、<u>綱紀委員会</u>に対してその調査を命じることができる。 (一事不再理) 第 8 条 すでに懲戒の手続が行われた懲戒事案と同一の懲戒事案（以下、「再懲戒事案」という。）については、再度の懲戒の手続を行わない。 2 前項にかかわらず、再懲戒事案に該当するか否かが明らかではない場合、会長は、<u>綱紀委員会</u>に対して、その調査を命じることができる。 3 懲戒の手続の過程で再懲戒事案であることが判明した場合、<u>綱紀委員会又は懲戒委員会</u>においては会長に報告し、また、会長においては懲戒の手続を終了させる。 (再調査) 第 9 条 会長は、第 25 条に基づく報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したときは、<u>綱紀委員会</u>に再度調査を命ずることができる。 2 会長は、前条第 3 項の報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したときは、<u>当該報告を行った委員会</u>に再度調査を命ずることができる。 (懲戒の審査) 第 10 条 会長は、<u>綱紀委員会</u>が第 7 条及び第 9 条の調査により会員を懲戒することを相当と認めたときは、<u>懲戒委員会</u>にその審査を求めなければならない。	2 前項第 2 号の会員に与えられた権利の停止には、本会における役員選挙権及び被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及び表決権、各種施設の利用権、行事への参加権並びに情報の提供を受ける権利が含まれる。 3 <u>第 45 条</u>に基づき不動産鑑定業者が懲戒となった場合、前項の会員に与えられた権利の停止は、業者の代表者に適用するものとする。 4 第 1 項第 2 号に定める会員権の停止の期間は、最大 12 ヶ月とし、1 ヶ月単位で処分期間を定めることができる。 5 除名処分が相当と理事会において議決された会員について、総会において除名処分が否決された場合には、会長は理事会の承認を得て、<u>委員会</u>に対し、懲戒内容に関する再審査を命じることができる。 (懲戒の請求) 第 6 条 会員に懲戒の事由があると思料するときは、何人も、会長に対して、懲戒を請求することができる。 2 前項に基づく請求を行う場合は、懲戒の事由を記載した書面に住所、氏名を付し押印のうえ、証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。 (懲戒の調査) 第 7 条 会長は、前条第 1 項による請求があったときは、<u>委員会</u>に対してその調査を命じなければならない。 2 会長は、会員に懲戒の事由があると思料するとき、<u>委員会</u>に対してその調査を命じることができる。 (一事不再理) 第 8 条 すでに懲戒の手続が行われた懲戒事案と同一の懲戒事案（以下、「再懲戒事案」という。）については、再度の懲戒の手続を行わない。 2 前項にかかわらず、再懲戒事案に該当するか否かが明らかではない場合、会長は、<u>委員会</u>に対して、その調査を命じることができる。 3 懲戒の手続の過程で再懲戒事案であることが判明した場合、<u>委員会</u>は会長に報告し、また、会長においては懲戒の手続を終了させる。 (再調査) 第 9 条 会長は、<u>第 33 条に</u>基づく報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したときは、<u>委員会</u>に再度調査を命ずることができる。 2 会長は、前条第 3 項の報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したときは、<u>委員会</u>に再度調査を命ずることができる。 (懲戒の審査) 第 10 条 会長は、<u>委員会</u>が第 7 条及び第 9 条の調査により会員を懲戒することを相当と認めたときは、<u>委員会に改めて</u>その審査を求めなければならない。 <u>2 会長は、委員会に前項の審査を求めた場合、被請求者が所属する士協会に対しても調査報告書及び委員会に審査を命じた旨通知するものとする。</u>	懲戒への対応での連合会と士協会の連携強化。

現行規程	改正規程(案)	備 考
(除斥期間) 第 11 条 会長は、懲戒の事由があったときから 5 年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。ただし、判決又は行政処分によって懲戒の事由に該当する事実もしくは判断が確定したときは、同確定のときから 5 年間はこの限りでない。 (懲戒手続の停止) 第 12 条 懲戒事案が、次の各号の一に該当する場合、原則として、懲戒の手続を停止し、各号記載のときから懲戒の手続を進行させることとする。 (1) 懲戒案件が、不動産鑑定評価その他不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が不動産の価格について意見を記述した文書に関する内容である場合で、かつ、訴訟係属中の民事裁判手続又は刑事裁判手続において同文書の内容の評価（証拠力）が争われている場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続きが終了するまで。 (2) 懲戒案件が、前号以外の場合、同懲戒事案と争点を一部又は全部を同じくする民事裁判手続又は刑事裁判手続が継続している場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続きが終了するまで。 (3) その他、上記(1)ないし上記(2)に類する状況にあると認める場合、その状況が終了するまで。 (審議の継続) 第 13 条 会長は、懲戒手続に付された会員から退会の申し出があった場合においても懲戒手続が終了するまで継続して審議する。 2 会長は、懲戒の手続開始後に、懲戒の手続に付された会員が退会した場合であっても、懲戒の手続を行うことができる。 (請求の取下げ) 第 14 条 第 6 条に基づき懲戒の請求を行った者は、理由を付した書面をもって会長に対して懲戒の取下げを申し出ることができる。 2 会長は、前項の規定に基づく取下げの申し出があった場合においても必要があると認めたときは、懲戒の手続を継続することができる。 (士協会との協力・連携) 第 15 条 定款第 13 条第 4 項に基づき、<u>綱紀委員会及び懲戒委員会</u>において、懲戒事案に係る調査及び審査を行うに際しては、関連する定款第 5 条第 2 項の団体会員たる士協会（以下、「関連する士協会」という。）と協力して調査及び審査を行う。 2 会長は、第 7 条に基づく調査を命じた場合には、関連する士協会に対し、その事実を通知するものとする。	(除斥期間) 第 11 条 会長は、懲戒の事由があったときから 5 年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。ただし、判決又は行政処分によって懲戒の事由に該当する事実もしくは判断が確定したときは、同確定のときから 5 年間はこの限りでない。 (懲戒手続の停止) 第 12 条 懲戒事案が、次の各号の一に該当する場合、原則として、懲戒の手続を停止し、各号記載のときから懲戒の手続を進行させることとする。 (1) 懲戒案件が、不動産鑑定評価その他不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が不動産の価格について意見を記述した文書に関する内容である場合で、かつ、訴訟係属中の民事裁判手続又は刑事裁判手続において同文書の内容の評価（証拠力）が争われている場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続きが終了するまで。 (2) 懲戒案件が、前号以外の場合、同懲戒事案と争点を一部又は全部を同じくする民事裁判手続又は刑事裁判手続が継続している場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続きが終了するまで。 (3) その他、上記(1)ないし上記(2)に類する状況にあると認める場合、その状況が終了するまで。 <u>2 前項にかかわらず、懲戒事案が、懲戒手続きに付すまでもなく、懲戒相当との判断に至らない場合、委員会の上承を得て、調査を終了することができる。</u> (審議の継続) 第 13 条 会長は、懲戒手続に付された会員から退会の申し出があった場合においても懲戒手続が終了するまで継続して審議する。 2 会長は、懲戒の手続開始後に、懲戒の手続に付された会員が退会した場合であっても、懲戒の手続を行うことができる。 (請求の取下げ) 第 14 条 第 6 条に基づき懲戒の請求を行った者は、理由を付した書面をもって会長に対して懲戒の取下げを申し出ることができる。 2 会長は、前項の規定に基づく取下げの申し出があった場合においても必要があると認めたときは、懲戒の手続を継続することができる。 (士協会との協力・連携) 第 15 条 定款第 13 条第 4 項に基づき、<u>委員会</u>において、懲戒事案に係る調査及び審査を行うに際しては、関連する定款第 5 条第 2 項の団体会員たる士協会（以下、「関連する士協会」という。）と協力して調査及び審査を行う。 2 会長は、第 7 条に基づく調査を命じた場合には、関連する士協会に対し、その事実を通知するものとする。	※ 裁判係争中案件で懲戒手続きに付すまでもない案件の取扱いについて

現行規程	改正規程(案)	備 考
3 第 7 条及び第 10 条に基づく懲戒の手續に関する情報については、原則として、第 20 条第 2 項で選任された士協会選出専門委員を通じて、本会から関連する士協会に対して提供を行う。 4 士協会において、会員の懲戒の手續を行った場合には、審査結果等を本会へ報告しなければならない。	3 第 7 条及び第 10 条に基づく懲戒の手續に関する情報については、原則として、<u>第 20 条第 2 項</u>で選任された士協会選出専門委員を通じて、本会から関連する士協会に対して提供を行う。 4 士協会において、会員の懲戒の手續を行った場合には、審査結果等を本会へ報告しなければならない。	
第 2 章 <u>綱紀委員会</u>	第 2 章 <u>綱紀・懲戒委員会</u>	
(委員会の職務) 第 16 条 委員会は、第 7 条及び第 9 条に定められた調査を行うほか会員の綱紀保持・高揚に関する事項をその職務とする。	(委員会の所掌) 第 16 条 委員会は次の各号の事項を所掌する。 (1) 第 7 条又は第 9 条に基づき会員に対して懲戒請求があった事案に関して会長の命令により必要な調査を行う。 (2) 第 10 条に基づき会員の懲戒に関して会長の命令により必要な審査を行う (3) 会員の綱紀保持・高揚に関する事項 2 前項第 1 号に係る調査は、委員会内に設置する常任委員会議で行う。	
(委員会の構成) 第 17 条 委員会は委員並びに第 20 条で定める専門委員で構成する。 2 委員の総数は 15 名以内とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。ただし、委員のうち 2 名以上は弁護士及び会員外の学識経験者とする。 3 委員長は、原則として、綱紀委員会委員経験者の中から会長が指名する。 4 副委員長は 4 名とし、委員の互選により定め、会長が委嘱する。 5 第 20 条第 2 項で選任された士協会選出専門委員は、当該事案の審議に際しては委員として委員会における議決権を持つものとする。	(委員会の構成) 第 17 条 委員会委員の構成員総数は 13 名以内とし、<u>理事会の承認を得て会長が委嘱する。</u>ただし、委員のうち 2 名以上は弁護士及び会員外の学識経験者とする。 2 委員長は、委員会委員経験者の中から会長が指名する。 3 副委員長は 2 名とし、委員の互選により定め、会長が委嘱する。	【委員会構成員 13 名の内訳】 委員長……会長推薦 1 名 委員………地域推薦 10 名 外部委員…会長推薦 2 名 (弁護士、公認会計士、学識経験者から推薦)
(委員長及び副委員長の職務) 第 18 条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を行う。	(委員長及び副委員長の職務) 第 18 条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を行う。 3 委員長及び副委員長は、委員会内に設置される常任委員会議の常任委員として、同会議に参画する。 4 常任委員会議における懲戒の調査の開始は、委員長の職権で着手することができる。	・正副委員長は常任委員会議で調査する案件の全てに関与。
(<u>常任委員会</u>) 第 19 条 委員会は、委員会に付議すべき事項に関しあらかじめ調査し、又は事情聴取等を行うため、委員長及び副委員長並びに調査の必要に応じ専門委員で構成する<u>常任委員会</u>を設置する。	<第 24 条に移動>	・懲戒調査の迅速対応のため。

現行規程	改正規程(案)	備 考
2 常任委員会 は、第 7 条の規定に基づく調査を実施するときは、懲戒請求の対象となつた会員（以下、「被請求者」という。）に対し、懲戒請求の事由に添付書類の写を添えて通知しなければならない。 3 常任委員会 は、必要に応じ関連する士協会が行つた懲戒事由の調査結果を徴求し、参考にすることができる。 （専門委員） 第 20 条 委員長は、第 17 条の委員以外の会員、又は、弁護士及び会員以外の学識経験を有する者を専門委員として指名することができる。 2 委員長は、関連する士協会に所属する本会会員の内から、原則として、同士協会の推薦に基づき、士協会選出専門委員を任命することができる。 3 専門委員の任期は、担当する事案の調査が終了する時までとする。 4 委員長は、事案に係る対象不動産が存する関連する士協会から、会員等の専門委員の派遣を求めることができる。 （任 期） 第 21 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は 2 回までを妨げない。 2 委員長の再任は 2 回までとする。なお、委員長に選任される以前の委員の任期は算入しない。 3 前二項の任期の始期は、会長がこれを定める。 4 委員は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	< 第 24 条に移動 > （委員の任期） 第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は 2 回までを妨げない。 2 委員長の再任は 2 回までとする。なお、委員長に選任される以前の委員の任期は算入しない。 3 前二項の任期の始期は、会長がこれを定める。 4 委員は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 （専門委員） 第 20 条 委員長は、<u>懲戒事案の調査を行うため必要な場合</u>、第 17 条の委員以外の会員、又は、弁護士及び会員以外の学識経験を有する者を専門委員として指名することができる。 2 委員長は、関連する士協会に所属する本会会員の内から、同士協会の推薦に基づき、士協会選出専門委員を任命することができる。 3 専門委員の任期は、担当する事案の調査が終了する時までとする。 4 <u>専門委員は、担当する事案について委員会内に設置される常任委員会議の非常任委員となり、同会議のメンバーとして参画する。</u> 5 委員長は、事案に係る対象不動産が存する関連する士協会から、会員等の専門委員の派遣を求めることができる。 < 第 19 条に移動 >	※考え方として、専門委員については、予め選任できることとし、案件毎に参加してもらう場合は、常任委員会議のメンバー（非常任委員）として参加してもらう。 但し、常任委員として参画できるのは担当となった案件のみとなる。 ※常任委員会会議は案件別で構成員が異なる。 ※正副委員長はすべての案件に関与。 ※委員は被請求者所属地域又は対象地所在の地域の委員のいずれかに該当する者が 1 名関与 ※専門委員は被請求者所属士協会及び対象地所在の地域士協会から選出してもらう。 ※委員長は、被請求者作成の評価書について、不動産鑑定評価基準や本会で定める指針等の抵触程度を確認するため第 20 条第 1 項に基づき士協会から派遣してもらう者とは別に専

現行規程	改正規程(案)	備 考
	(代理出席の禁止) 第 <u>21</u> 条 委員及び専門委員は、委員会及び<u>常任委員会</u>に代理人を出席させることができない。 (議 決) 第 <u>22</u> 条 委員会での議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。<u>ただし、第 39 条に基づく議決は除く。</u> (委員会の非公開) 第 <u>23</u> 条 委員会及び常任委員会は、これを非公開とする。 <u>第 2 節 懲戒事案の調査</u> (常任委員会議) 第 <u>24</u> 条 <u>常任委員会</u>は、第 7 条又は第 9 条に基づき会員に対して懲戒請求があった事案についての調査及び事情聴取等を行う。 2 <u>常任委員会</u>は常任委員のほか、案件毎に調査等に参画する委員及び専門委員を<u>非常任委員</u>として構成する。 3 <u>常任委員会</u>での当該事案の審議に際し、<u>非常任委員</u>は同会議における議決権を有する。 4 <u>常任委員会</u>は、第 7 条の規定に基づく調査を実施するときは、懲戒請求の対象となった会員（以下、「被請求者」という。）に対し、懲戒請求の事由に添付書類の写を添えて通知しなければならない。 5 <u>常任委員会</u>は、必要に応じ関連する士協会が行った懲戒事由の調査結果を徴求し、参考にすることができる。 6 <u>常任委員会</u>は、必要に応じ、法律事務所や民間機関に調査を依頼することができる。	門委員を選任することができる。 ※第 39 条（審査結果の議決） <u>(旧 19 条第 2 項)</u> ・懲戒案件の調査機関として、綱紀・懲戒委員会内に常任委員会を設置。 ※常任委員会会議は案件別で構成員が異なる。 ・正副委員長はすべての案件に関与。 ・委員は被請求者所属地域又は対象地所在の地域の委員のいずれかに該当する者が 1 名関与 ・専門委員は被請求者所属士協会及び対象地所在の地域士協会から選出してもらう。 裁判関係の資料等を想定
(委員の除斥) 第 22 条 委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者に関する事案若しくはその他審議の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。 (委員の忌避) 第 23 条 被請求者は、委員が審議の公正を害するおそれがあると認めたときは忌避の申立をすることができる。	(委員の除斥) 第 <u>25</u> 条 委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者に関する事案若しくはその他審議の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。 (委員の忌避) 第 <u>26</u> 条 被請求者は、委員が審議の公正を害するおそれがあると認めたときは忌避の申立をすることができる。	

現行規程	改正規程(案)	備 考
(委員の回避) 第 24 条 委員は、審議の公正を疑われるおそれのあるときは、委員会の承認を得てその事案から回避することができる。 (定足数) 第 25 条 委員会は、構成員総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。 2 第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定による者は、前項の総数及び出席者数に算入しないものとする。 (代理出席の禁止) 第 26 条 委員及び専門委員は、委員会及び常任委員会に代理人を出席させることができない。 (議 決) 第 27 条 委員会の議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。 (議決事項の報告) 第 28 条 委員長は、懲戒処分に関する議決をしたときは委員会の議決事項に理由を付して会長に書面をもって報告しなければならない。 (事情聴取) 第 29 条 常任委員会は、必要に応じ請求者及び被請求者に対して日時及び場所を指定し、出頭を求め事情聴取を行うことができる。 2 出頭を求められた請求者及び被請求者は、指定された期日に出頭しなければならない。ただし、特別の事情があるときは委員長の承認を得て指定された期日の変更を求め又は出頭しないことができる。 3 常任委員会は、被請求者が出頭しなくとも調査の手続を進めることができる。 4 被請求者が弁明を申し出た場合には、常任委員会は弁明を聞かなければならない。 5 常任委員会は、必要に応じ被請求者に対して弁明を書面により提出するように命じることができる。 (実地見分、証言又は鑑定) 第 30 条 常任委員会は、当該事案の調査に関し必要があると認めたときは実地見分を行い、証言を求め又は鑑定を委嘱することができる。 2 会員は、正当な事由がない限り前項により求められた証言又は鑑定を拒むことができない。 3 第 1 項の鑑定の報酬は、本会の負担とする。	(委員の回避) 第 27 条 委員は、審議の公正を疑われるおそれのあるときは、委員会の承認を得てその事案から回避することができる。 (定足数) 第 28 条 常任委員会議は、構成員総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。 2 第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定による者は、前項の総数及び出席者数に算入しないものとする。 <第 21 条に移動> <第 22 条に移動> <第 33 条に移動> (事情聴取) 第 29 条 常任委員会議は、必要に応じ請求者及び被請求者に対して日時及び場所を指定し、出頭を求め事情聴取を行うことができる。 2 常任委員会議は、事情聴取を行う者を常任委員及び非常任委員の中から複数名指定することができる。 3 出頭を求められた請求者及び被請求者は、指定された期日に出頭しなければならない。ただし、特別の事情があるときは委員長の承認を得て指定された期日の変更を求め又は出頭しないことができる。 4 常任委員会議は、被請求者が出頭しなくとも調査の手続を進めることができる。 5 被請求者が弁明を申し出た場合には、常任委員会議は弁明を聞かなければならない。 6 常任委員会議は、必要に応じ被請求者に対して弁明を書面により提出するように命じることができる。 (実地見分) 第 30 条 常任委員会議は、当該事案の調査に関し必要があると認めたときは実地見分を行うことができる。	※必ずしも常任委員すべてが事情聴取に参画する必要はない旨の規定。

現行規程	改正規程(案)	備 考
(証言又は鑑定) 第 31 条 常任委員会 は、当該事案の調査に関し、被請求者、関係人及び会員に対して資料の提出を求めることができる。 2 前項に基づき、資料の提出を求められた被請求者は、これを拒むことができない。 3 前二項において、求められた資料の提出を拒む被請求者は、第 4 条第 3 号に該当する者とし、懲戒することができる。ただし、この場合、第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定は適用しない。 (委員会の非公開) 第 32 条 委員会及び常任委員会は、これを非公開とする。 第 3 章 懲戒委員会 (委員会の職務) 第 33 条 委員会は、会員の懲戒に関して会長の請求に基づき必要な審査を行うことをその職務とする。 (委員会の構成) 第 34 条 委員会委員の構成員総数は 10 名以内とし、理事会の承認を得て会員の中から会長が委嘱する。ただし、委員のうち 2 名以上は弁護士及び会員外の学識経験者とする。 2 委員長は、原則として、懲戒委員会委員経験者の中から会長が指名する。	(証言又は鑑定) 第 31 条 常任委員会 議は、会員、弁護士及び会員外の学識経験者等に参考人として証言を求め、又は鑑定を委嘱することができる。 2 会員は、正当な事由がない限り前項により求められた証言又は鑑定を拒むことができない。 3 第 1 項の鑑定の報酬は、本会の負担とする。 (資料の提出) 第 32 条 常任委員会 議は、当該事案の調査に関し、被請求者、関係人及び会員に対して資料の提出を求めることができる。 2 前項に基づき、資料の提出を求められた被請求者は、これを拒むことができない。 3 前二項において、求められた資料の提出を拒む被請求者は、第 4 条第 3 号に該当する者とし、懲戒することができる。ただし、この場合、第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定は適用しない。 <第 23 条に移動> (調査結果の議決) 第 33 条 常任委員会 議での議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。 2 常任委員会 議の調査結果については、委員会に同意を求めることとする。なお、同意が得られない場合、委員長は常任委員会 議に調査を差し戻すものとする。 (調査結果の報告) 第 34 条 委員長は、前条に基づき調査結果の議決をしたときは、当該調査結果及び議決事項に懲戒相当又は不相当とした理由を付して会長に書面をもって報告しなければならない。	

現行規程	改正規程(案)	備 考
3 副委員長は、委員の互選により定め、会長が委嘱する。 (委員長及び副委員長の職務) 第 35 条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を行う。 (審査期日の通知) 第 36 条 委員長は、第 10 条の規定に基づき会長より審査を求められたときは、すみやかに審査期日を定め被請求者に対し審査の対象となった事由を付して通知しなければならない。 (出頭義務) 第 37 条 被請求者は、審査期日に出頭しなければならない。 (陳述又は弁護) 第 38 条 委員会は、被請求者又は被請求者が弁護人として届出た者に対し陳述又は弁護の機会を与えなければならない。ただし、被請求者及び弁護人のいずれもが正当な事由なく出頭しない場合は、この限りではない。 2 前項の弁護人の数は 2 名以内とする。 3 被請求者及び弁護人は、委員長の指揮に従わなければならない。 4 被請求者が弁護人を選任したときは、委員会に対し弁護人の住所、氏名をその審査期日の 2 日前までに書面により提出しなければならない。 5 委員長は、審査にあたって会員又は弁護士及び会員以外の学識経験者の意見を徴求することができる。 (綱紀委員会委員の意見聴取) 第 39 条 委員会は、審査について必要を認めたときは綱紀委員会委員の意見を聴取することができる。 (議 決) 第 40 条 委員会の議決は、出席した委員の 4 分の 3 以上で決する。 (議決事項の報告) 第 41 条 委員長は、懲戒処分に関する議決をしたときは、会長に対しその事由を付した書面をもって報告しなければならない。 2 会長は、前項の報告に対し必要を認めたときは、委員長を理事会に出席させ報告を求	<u>第 3 節 懲戒事案の審査</u> (審査期日の通知) 第 <u>35</u> 条 委員長は、第 10 条の規定に基づき会長より審査を求められたときは、すみやかに<u>委員会における</u>審査期日を定め被請求者に対し審査の対象となった事由を付して通知しなければならない。 (出頭義務) 第 <u>36</u> 条 被請求者は、審査期日に出頭しなければならない。 (陳述又は弁護) 第 <u>37</u> 条 委員会は、被請求者又は被請求者が補佐人として届出た者に対し陳述又は弁護の機会を与えなければならない。ただし、被請求者及び補佐人のいずれもが正当な事由なく出頭しない場合は、この限りではない。 2 前項の補佐人の数は 2 名以内とする。 3 被請求者及び補佐人は、委員長の指揮に従わなければならない。 4 被請求者が補佐人を選任したときは、委員会に対し補佐人の住所、氏名をその審査期日の 7 日前までに書面により提出しなければならない。 5 委員長は、審査にあたって会員、弁護士又は会員以外の学識経験者の意見を徴求することができる。 (専門委員の議事参加) 第 38 条 専門委員が、常任委員会議において非常任委員として関与した事案が、委員会で審査される場合、同委員は参考人として委員会に参加することができる。ただし、議決権は有さない。 (審査結果の議決) 第 <u>39</u> 条 委員会における議決は、出席した委員の 4 分の 3 以上で決する。 (議決事項の報告) 第 <u>40</u> 条 委員長は、懲戒処分に関する議決をしたときは、会長に対しその事由を付した書面をもって報告しなければならない。 2 会長は、前項の報告に対し必要を認めたときは、委員長を理事会に出席させ報告を求	

現行規程	改正規程(案)	備 考
めることができる。 (規定の準用) 第 42 条 この規程の第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条については、これを<u>懲戒委員会</u>に準用するものとする。 第 4 章 補 則 (公 表) 第 43 条 会長は、定款第 13 条第 5 項又は第 6 項に基づき、懲戒処分を行ったときは、当該会員にその理由を付した書面をもって通知すると同時に、次の各号のいずれかの方法により、会員に対しその旨をすみやかに公表しなければならない。 (1) 書面郵送による会員への公表 (2) 本会ウェブページ（会員専用）掲載による会員への公表 2 会長は、懲戒処分を行ったときは、審査結果を本会ウェブページに掲載のうえ、非会員に「向けて公表するものとする。公表項目については別途定めるものとする。 3 会長は、懲戒処分を行わないことになった場合においても、本人の申し出があったときはその審査結果を適当な方法で会員に知らせなければならない。 (注 意) 第 44 条 会長は、<u>綱紀委員会</u>が注意を相当と認めた場合に当該会員に対して注意を申し渡すことができる。 2 会長は、<u>懲戒委員会</u>が懲戒処分に該当しないと決定した場合であっても当該会員に対して注意を申し渡すことができる。 (業者会員に対する懲戒) 第 45 条 会長は、不動産鑑定業者の業務に従事した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が懲戒処分の対象となった場合若しくは対象となるべき事態があった場合において、あるいは当該業者の所属構成員が本会の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為を行ったと認められる場合には、その業者についても懲戒することができる。 (役員としてふさわしくない行為に関する手続) 第 46 条 本会の役員が役員としてふさわしくない行為を行ったときはこの規程を準用す	めることができる。 (規定の準用) <u>第 41 条</u> この規程で常任委員会議について定めた、<u>第 20 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条</u>については、これを<u>委員会</u>に準用することができる。 第 4 章 補 則 (公 表) <u>第 42 条</u> 会長は、定款第 13 条第 5 項又は第 6 項に基づき、懲戒処分を行ったときは、当該会員にその理由を付した書面をもって通知すると同時に、次の各号のいずれかの方法により、会員に対しその旨をすみやかに公表しなければならない。 (1) 書面郵送による会員への公表 (2) 本会ウェブページ（会員専用）掲載による会員への公表 2 会長は、懲戒処分を行ったときは、審査結果を本会ウェブページに掲載のうえ、非会員に「向けて公表するものとする。公表項目については別途定めるものとする。 3 会長は、懲戒処分を行わないことになった場合においても、本人の申し出があったときはその審査結果を適当な方法で会員に知らせなければならない。 (注 意) <u>第 43 条</u> 会長は、<u>委員会</u>が注意を相当と認めた場合に当該会員に対して注意を申し渡すことができる。 2 会長は、<u>委員会</u>が懲戒処分に該当しないと決定した場合であっても当該会員に対して注意を申し渡すことができる。 (業者会員に対する懲戒) <u>第 44 条</u> 会長は、<u>不動産鑑定業者が次の各号の一に該当する場合、当該業者についても懲戒することができる。</u> <u>(1) 不動産鑑定業者の業務に従事した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が懲戒処分の対象となった場合若しくは対象となるべき事態があった場合で、その所属する不動産鑑定業者の責めに帰すべき事由があるとき</u> <u>(2) 不動産鑑定業者の所属構成員が本会の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為を行ったと認められる場合で、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき事由があるとき</u> <u>(3) 不動産鑑定業者として第 4 条の懲戒事由に該当する場合で、それが不動産鑑定評価制度の社会的信頼を揺るがすものであったとき</u> (役員としてふさわしくない行為に関する手続) <u>第 45 条</u> 本会の役員が役員としてふさわしくない行為を行ったときはこの規程を準用す	

現行規程	改正規程(案)	備 考
る。 (不当な鑑定評価等に対する措置の要求等) 第 47 条 会長は、本会で実施した懲戒処分が、次の各号に該当する場合には、「不動産の鑑定評価に関する法律」第 42 条に基づき、国土交通大臣に対し、資料を添えてその事実を報告し、適当な措置を求めることとする。 (1) 不動産鑑定士が不当な鑑定評価等を行った場合 (2) 懲戒の審査事案が不動産鑑定評価制度の社会的信頼を失墜させるものであった場合 2 本会及び士協会において行った会員の懲戒処分について、国土交通省から情報提供の要請があった場合には提供するものとする。 (雑 則) 第 48 条 本規程の施行に関し必要な事項は、<u>綱紀委員会及び懲戒委員会</u>がこれを定める。 2 本規程の施行に関し、前項以外の懲戒の手續に係ることで必要な事項は、会長がこれを定める。 附 則 1 この規程は、平成 24 年 6 月 19 日からこれを施行する。 2 「本会の現行規程の新法人移行後の取扱いに関する決議」(平成 24 年 1 月 17 日理事会決議)に基づき連合会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「懲戒規程」については、新規程の制定と同時に廃止する。ただし、現行の委員会委員の任期については、平成 25 年 6 月の通常総会までとする。 3 定款第 13 条第 4 項に基づき、綱紀委員会及び懲戒委員会において、懲戒事案に係る調査及び審査を行うに際しては、関連する定款第 5 条第 2 項の団体会員たる士協会（以下、「士協会」という）と協力して調査及び審査を行う。 4 会長が本規程第 7 条に基づく手続きを開始した際には、関連する士協会に対し、その事実を通知するものとする。 5 本規程第 7 条及び第 9 条に基づく手続き並び懲戒事案に係る調査及び審査結果に関する情報については、原則として第 7 項に定める士協会選出専門委員を通じて本会から、関連する士協会に対して提供を行う。 6 士協会において、会員の懲戒手続きを行った場合には、必要に応じ、審査結果等を本会へ報告しなければならない。 7 綱紀委員長は、懲戒の事案ごとに事案に関連する士協会に所属する本会会員の内から、原則として同士協会の推薦または同意を得て、士協会選出専門委員を任命することができる。	る。 (不当な鑑定評価等に対する措置の要求等) <u>第 46 条</u> 会長は、本会で実施した懲戒処分が、次の各号に該当する場合には、「不動産の鑑定評価に関する法律」第 42 条に基づき、国土交通大臣に対し、資料を添えてその事実を報告し、適当な措置を求めることとする。 (1) 不動産鑑定士が不当な鑑定評価等を行った場合 (2) 懲戒の審査事案が不動産鑑定評価制度の社会的信頼を失墜させるものであった場合 2 本会及び士協会において行った会員の懲戒処分について、国土交通省から情報提供の要請があった場合には提供するものとする。 (雑 則) <u>第 47 条</u> 本規程の施行に関し必要な事項は<u>委員会</u>がこれを定める。 2 本規程の施行に関し、前項以外の懲戒の手續に係ることで必要な事項は、会長がこれを定める。 附 則 1 この規程は、平成 24 年 6 月 19 日からこれを施行する。 2 「本会の現行規程の新法人移行後の取扱いに関する決議」(平成 24 年 1 月 17 日理事会決議)に基づき連合会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「懲戒規程」については、新規程の制定と同時に廃止する。ただし、現行の委員会委員の任期については、平成 25 年 6 月の通常総会までとする。 3 定款第 13 条第 4 項に基づき、綱紀委員会及び懲戒委員会において、懲戒事案に係る調査及び審査を行うに際しては、関連する定款第 5 条第 2 項の団体会員たる士協会（以下、「士協会」という）と協力して調査及び審査を行う。 4 会長が本規程第 7 条に基づく手続きを開始した際には、関連する士協会に対し、その事実を通知するものとする。 5 本規程第 7 条及び第 9 条に基づく手続き並び懲戒事案に係る調査及び審査結果に関する情報については、原則として第 7 項に定める士協会選出専門委員を通じて本会から、関連する士協会に対して提供を行う。 6 士協会において、会員の懲戒手続きを行った場合には、必要に応じ、審査結果等を本会へ報告しなければならない。 7 綱紀委員長は、懲戒の事案ごとに事案に関連する士協会に所属する本会会員の内から、原則として同士協会の推薦または同意を得て、士協会選出専門委員を任命することができる。	

現行規程	改正規程(案)	備 考
8 懲戒の事案によっては、懲戒事案の対象不動産の所在する士協会から対象事案に対する専門知識を持つ会員等の専門委員の派遣を求めることができる。 9 第 7 項で選任された士協会選出専門委員は当該事案の審議に際しては綱紀委員として綱紀委員会における議決権を持つものとする。 附 則（平成 25 年 1 月 22 日一部改正） 1 この改正は、平成 25 年 1 月 22 日よりこれを施行する。 2 第 3 条第 3 項は、前項の施行日において、すでに綱紀委員会又は懲戒委員会の委員（専門委員を含む。）である者にも適用される。 附 則（平成 27 年 5 月 19 日一部改正） 1 この改正は、平成 27 年 5 月 19 日よりこれを施行する。 2 平成 27 年 6 月 24 日で任期満了をとなる綱紀委員会及び懲戒委員会の委員については、新たに委員会委員が選任されるまでの間、懲戒規程第 21 条第 4 項（同規程第 42 条に基づく懲戒委員会への規定の準用を含む。）に基づき平成 27 年 12 月末までを期限として任期を延長する。 ただし、期限到達前に、新たな委員選任が行われた場合、当該委員の委員就任日の前日をもって任期満了とする。	8 懲戒の事案によっては、懲戒事案の対象不動産の所在する士協会から対象事案に対する専門知識を持つ会員等の専門委員の派遣を求めることができる。 9 第 7 項で選任された士協会選出専門委員は当該事案の審議に際しては綱紀委員として綱紀委員会における議決権を持つものとする。 附 則（平成 25 年 1 月 22 日一部改正） 1 この改正は、平成 25 年 1 月 22 日よりこれを施行する。 2 第 3 条第 3 項は、前項の施行日において、すでに綱紀委員会又は懲戒委員会の委員（専門委員を含む。）である者にも適用される。 附 則（平成 27 年 5 月 19 日一部改正） 1 この改正は、平成 27 年 5 月 19 日よりこれを施行する。 2 平成 27 年 6 月 24 日で任期満了をとなる綱紀委員会及び懲戒委員会の委員については、新たに委員会委員が選任されるまでの間、懲戒規程第 21 条第 4 項（同規程第 42 条に基づく懲戒委員会への規定の準用を含む。）に基づき平成 27 年 12 月末までを期限として任期を延長する。 ただし、期限到達前に、新たな委員選任が行われた場合、当該委員の委員就任日の前日をもって任期満了とする。 附 則（平成 27 年 月 日一部改正） 1 この改正は、平成 27 年 月 日よりこれを施行する。 2 この改正により、初めて組織される綱紀・懲戒委員会の委員の任期は平成 29 年 6 月に開催される総会が終結する時までとする。 3 この改正以前に第 7 条又は第 9 条に基づき、綱紀委員会で調査している懲戒案件並びに第 10 条に基づき、懲戒委員会において審査している懲戒案件については、改正後設置される綱紀・懲戒委員会において改正後の規程に基づき取扱う。 4 第 19 条に基づく委員の任期については、従前の綱紀委員会及び懲戒委員会の委員の任期は算入しない。	